



<p>福祉保健部長</p>	<p>○福祉保健部長あいさつ</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また、日ごろより長岡市の福祉施策に多大なご理解・ご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。委員の皆様におかれては、今年度は3年の任期の最終年となるが、今後に向けた様々な議論をお願いしたい。本日は、今期計画の進捗状況の確認や、次期計画策定の基礎資料となる障害者生活実態調査の内容について、お諮りする。この調査は、長岡大学にご協力をお願いして、調査・分析をしていく。</p> <p>長岡市の障害者施策の取組みは、小さな声にしっかりと耳を傾けて、きめ細かに対策を打っているという評価を、県外から視察に訪れた方やマスコミからいただくことがあり、私たちは嬉しく思うと同時に、これでいいのか、もっとこのようなことをしていかなければならないのではないかという問題意識も常に持っている。私たちは、福祉の現場の皆様の声や、市民の皆様声を拾いきれているのか、サービスの質や量が保たれているのかというような問題意識を常にもって取り組んでいるが、委員の皆様からご意見やご指摘をいただき、よりよいものを作り上げたいと考えている。委員の皆様には、それぞれのお立場や専門分野からのご指摘・ご意見をいただきたい。皆様にはご負担をお掛けすることもあるかと思うが、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>福祉総務課長補佐</p>	<p>○資料の確認</p>
<p>委員長</p>	<p>○委員長挨拶</p> <p>月末の忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症は、長岡市においても感染者数が高止まりし、感染力が強い。お互い感染予防に努めていきたい。よって、本日の会議はポイントをしぼりつつ、意見を出すところは出していただきたい。先ほど福祉保健部長より、今以上によりよい計画を一緒に作っていきたいという話があったように、意見や賛同の意思などを示していただきたく、よろしくお願ひしたい。重ね重ねになるが、感染予防のため、本日は端的に、短時間でポイントをしぼって進めていきたいので、あわせてよろしくお願ひしたい。</p>

<p>委員長</p>	<p>○会議の傍聴・公開についての確認  ※傍聴者がいないことを確認。  議事録を市ホームページで公開することについて説明。</p>
<p>委員長</p> <p>■担当課より説明  (福祉総務課長)  (福祉課長)  (子ども家庭センター長)  (保育課長)  (社会福祉協議会事務局長)</p>	<p>○議題(1)  第6期障害者基本計画・障害福祉計画、第2障害児福祉計画の進捗状況について、事務局から説明願う。時間短縮のため、3月の書面協議で報告済みの令和3年度実績見込みから大きな変更があった項目などを中心に説明願う。質問については、説明後一括で受ける。</p> <p>(資料 No. 1-1～1-5 に沿って説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。それぞれの計画の進捗状況として、主要事業の実施状況、障害福祉サービス等利用実績、数値目標に対する実績値について報告してもらった。ここで皆様から質問や意見等があったら挙手をお願いしたい。はい、委員。</p>
<p>委員</p>	<p>障害者相談支援事業で、5つの相談支援事業所の総相談件数が約10,000件となり、困難ケースが増えているのは、以前から聞いている。相談支援事業所1か所あたり2,000件を対応している上に困難ケースがあるために新規相談がしにくいという声が親の会でも挙がっている。先ほど、この件について自立支援協議会で検討し、報告するという説明があったが、いつ私たち関係機関・団体に報告してくれるのか。自立支援協議会で検討することは大切だが、随時、関係機関・団体や障害者の方へ説明していかないと、検討結果について障害をお持ちの方がわからないままとなる。自立支援協議会の中で自己満足していたら、何にもならない。いかに障害をお持ちの方を安心させられるか</p>

	<p>が大切なので、自立支援協議会で検討するのは当たり前。私たちはいつその情報をもらえるのか、いつ発信するかを明確に示してほしい。</p> <p>就労移行支援の利用件数がかなり減っているが、就労継続支援A型の利用件数は増えている。長岡市は株式会社の参入もあり、A型の事業所が増えていたかと思う。A型のフォローアップとして就労定着支援に移行すると思うが、定着率はどの程度か。私に関わっていた時は、就労移行から始める人が多かった。A型の人はいなかった。今は国が手厚く支援しているので、A型は充実していると思う。A型の利用件数が増えたので、定着率はどの程度なのか気になる場所である。</p> <p>先ほど子ども発達相談室のプレーと言葉の訓練について説明があったが、プレーの支援者は作業療法士や言語聴覚士、保育士か。関わっている方はどの程度いるのか。何人の言語聴覚士で言葉の訓練を受ける 641 人をみているのか。特に言語聴覚士は、マンツーマンでみているのかグループでみているのかで人数に差が出ると思うが、何人の言語聴覚士でどのように発達の指導を行っているのか。</p> <p>先ほど私立の保育園等で障害児の受け入れに要する人件費を補助しているとの説明があったが、療育手帳を持っている人しか対象にならないのか、それとも診断書があれば対象となるのか。または親が申請すれば対象となるのか教えてほしい。</p>
福祉課長	<p>自立支援協議会の発信の方法については、宿題にさせていただきたい。以前から自立支援協議会や基幹支援相談センターの発信方法を考えなければならないと課題意識をもっていただいているところである。基幹相談支援センターにはすでに指示してあるが、検討中なので宿題とさせていただきたい。</p> <p>定着率については、資料 No. 1-3 の裏面をご覧ください。市内の全事業所の就労定着率が 8 割以上であることが記載されている。この数字を見ていただくと、長岡市の就労率は高いということがわかりいただけるかと思う。</p>
子ども家庭センター 所長	<p>子ども発達支援室の保育士は、5 名いる。ここに発達支援コーディネーター 2 名が時に加わり、プレーを見守っている。他に、心理士が 2 名、言語聴覚士が 2 名、音楽療法士が 1 名いる。</p>

<p>保育課長</p>	<p>ちなみに、全員が毎日いるのではなく、一部、週に一度または午前のみという方がいる。保育士は全員、朝から夕方までいる。</p> <p>療育手帳がなくても、医師の診断書があれば対象になる。さらに令和4年度から、配慮が必要なお子さんが増えている状況を踏まえ、医師の診断や手帳がなくても、市の基準を満たせば補助の対象となる。令和3年度は、医師の診断書が必要だが、医師の診断があれば対象となっていた。</p>
<p>委員長</p>	<p>発信の方法を宿題にさせていただきたいとのことだが、できるだけ早く宿題を済ませて、検討してもらいたい。委員いかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他、いかがか。はい、委員。</p>
<p>委員</p>	<p>資料 No. 1-2、2ページの(3)居住系サービスのうち、共同生活援助(グループホーム)について、危惧していることがある。目標値に近い人数の利用があり、グループホームがいたるところで建てられているが、それらが需要に応えられているのか。パンフレットなどを見ると、そこに入るための条件が厳しく、例えば「日中活動を必ずやっていること」とあり、どこにも行けない人たちは対象から外れる。いくつかパンフレットを見ているが、障害年金だけではとても賄いきれず、自力で稼いだり、補助金を得たりすることができる人、あるいは家族からの援助が期待できる人は入れるが、経済的に貧困であったり、そのような条件を満たしていなかったりする人たちは入れない。ここに入れる人は限られている。限られているとは言っても、大多数の人は入れるだろうが、そこから漏れる人たちがいる。年老いた親と一緒に、経済的にひっ迫し、助け合いながら暮らしているような人たちもいる。それから、面倒をみるのが難しい高齢者が、毎日心をすり減らしながら面倒をみている場合があるが、そのような人たちの行き場がない。結局、家庭でそのような人たちの面倒をみなければならない。居住が確保できないという問題があるので、そのような実情に合わせた居住</p>

	<p>の確保策をお願いしたい。グループホームが増えれば良いということではないと思う。</p> <p>また、2、3年前に新潟市で建築業者がこぞってグループホームを建てたが、配慮の欠如や地域との軋轢など、様々な問題や困りごとの相談が無視され、ハード面が整備されても、そこに住んでいる人たちの生活が守られているかという厳しい問題もあると聞いている。そのようなことも考慮しながら、居住地を確保していただきたい。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。今のお話は、委員からの意見として頂戴するという事で、委員よろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>事務局から今のお話について何かあるか。</p> <p>それでは、意見として受け止めていただきたい。その他、いかがか。はいどうぞ、委員。</p>
委員	<p>8月16日付けの新潟日報の、強度行動障害がある人の受け入れの促進に向けた補助金の説明会がアオーレ長岡で行われたという記事に、強度行動障害の方が長岡市に10人おり、そのうち5人が全く施設を利用できていないとあった。そのような方がいることは私も耳にしていたし、実際にそういう方を知っている。個別対応が難しいというのはよくわかるし、施設を利用できるかどうかは、その説明会を受けて事業所が手を挙げるかどうかによるが、希望が見えるような状況になっているのか。これはぜひ継続して追及してほしいので、このことについてお聞かせ願いたい。</p>
福祉課長	<p>これは継続的な支援になると考えている。何かやったからと言ってすぐに改善されるような課題ではないが、地道な取り組みが今後も必要と考えている。今回、強度行動障害の例が具体的に挙がり、委員のご紹介にもあったが、支援を核として、ハードとソフトの両面や、多目的視野・長期的視野で、対策・支援の方向を考えた。今後もその取組みを継続する。この支援策は、私たち行政発案ではなく、現場発案であり、それを政策と</p>

	<p>して形にしたもの。現場の方のやる気や温度が高いものとなると感じている。官民が力を合わせて困っている人をよりよい状況に導けるように、取り組んでまいりたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ここに通うことができればそれで終わりではなく、細かいところに目が届く福祉を実践している長岡市には、このような方たちに目を向けて行ってほしい。ありがとうございました。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員の皆様からこれまでのことについて、何かあるか。特にないか。その他、よろしいか。委員。</p>
<p>委員</p>	<p>令和3年度の障害者相談支援事業所の相談件数が約10,000件とのこと。相談業務が充実してきている、相談しやすい体制になりつつあると理解しているし、障害者相談支援専門員を配置をしながら充実を図っていることと思う。一方で、障害当事者による障害者相談員制度というものがあり、以前は国の制度だったが市町村業務となり、頑張っている障害者相談員の方がたくさんいる。相談支援事業所の約10,000件という数字に対し、障害当事者による相談支援業務がほぼゼロに近いという中で、どのようにバランスをとり、活用しながら相談業務に対応していくか、考えがあればお聞かせ願いたい。</p>
<p>福祉課長</p>	<p>資料 No. 1-2 の4ページ、(1) 必須事業の上から2番目の自発的活動支援事業の中の、精神障害者家族相談をご覧いただきたい。精神障害者の家族相談とは、家族の方や当事者の方が当事者の相談を受ける相談の手法である。この家族同士の相談は非常に需要があり、障害者相談の1つとして家族相談は当事者にとって重要なものであると認識している。現在、家族相談を行っているのは精神障害だけだが、委員のご意見は他の障害でもということか。それであればご意見として頂戴して、今後、研究させていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>相談員は、古い歴史がある制度だと思うが、冊子「ともに生きる」の最後の方に相談員が載っているので大いに活用いただ</p>

委員	<p>きたい。委員としては連携しながらというお話だったかと思うが、よろしいか。</p> <p>はい、ありがとうございました。私は今、障害者団体の代表として全国の会議にも出席させていただくが、このことは実は全国でも問題になっている。一方では相談がなかなか無いという割に、他方では相談が遅れている。このような表現は失礼かもしれないが、家族相談は特殊な相談体制だと思う。一般的に、もう少し開かれた相談体制を整えていく必要があると思う。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。はい、委員。</p>
委員	<p>委員の言う相談業務は大切に、私たち親の会でも毎月、独自に相談業務をやっている。そして、精神障害者家族相談件数の62人以上の人数が相談に来ており、当事者の相談も受けている。成人期の当事者の相談は必須である。発達障害の場合は、当事者が相談する。発達障害の成人や、リタイアした人たちからの相談がかなり多くなっていて、その相談窓口が少ないと言われている。医療機関も少ない上に、相談窓口も少ないのに、精神障害保健福祉手帳を持っている人たちがすごく増えている。実は、発達障害が基盤となって精神障害になる方が増えてきており、そのように障害が複合的になっている中で、歴史ある精神障害の親の会の人たちとの交流を通して、やはり発達障害に特化した相談窓口を開いていかないといけないと感じる。相談業務について、親が相談するのとは別に、どうしたら当事者が相談しやすく、受け入れてもらえるのか、自立支援協議会の中でもう少し検討してもらえるとよいと思う。特に、自分は発達障害の親の会ですので、この前も親が30歳の当事者と一緒に来た。当事者と親、両方の面談をしたが、何も資料をもらっていない30歳の当事者は、どこに相談をしたらいいかわからないという点を一番救ってあげなければならない。他方、やはり家族会の相談業務はすごく大事なので、他の障害や親の会でも相談業務を行うのはいかがか。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。相談体制の新しい形についてのお話だった。よく現状を把握しながら構築し、また皆様にも願す</p>



	<p>る場面があるかと思うが、市全体として作り上げていこうということだった。はい、皆様よろしいか。まだまだご意見があるかと思うが、現在、最初の自立支援協議会の相談の方法を始め、いろいろなご意見をいただいた。皆様のところでどのようにその課題と一緒に取り組んでいくかというよりも、行政と各関係団体の皆様とご相談しながら進めていくのがよいと私は思っているのです、よろしくお願ひしたい。</p> <p>それでは次の議題に移りたいと思うが、よろしいか。はい、では次の議題に移っていきたいと思う。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>○議題（２）</p> <p>では、次に議題（２）長岡市障害者生活実態調査の調査票の案に移る。なお、この議題については、事務局を代表して、福祉総務課長より資料 No. 2-1 をもとに説明願う。</p>
福祉総務課長	<p>（資料 No. 2-1 をもとに説明）</p>
委員長	<p>福祉総務課長より説明してもらった。さて、長岡大学に調査の内容についてご指導いただいているので、長岡大学から一言お願ひしたい。</p>
長岡大学	<p>はい。資料 No. 2-2 を見ていただきたい。前回との変更点について説明する。回答者や性別、地域についての設問を削除。地域については、回答に地域性があまり見受けられないので、削除した。そして、今回、誰と暮らしているのかという設問を新たに追加した。さらに、その方と同居を続けたいのか、または変えたいのか。自分ひとりで暮らしたいのか、などを今回の調査で聞く。次に、先ほども事業実績などでも文化・芸術活動がコロナ禍でできなかったという報告があったが、前回あった文化・芸術活動という項目を削除。スポーツ関係は、パラリンピックがあり前回、新設したということで、引き続きスポーツについても聞く。その他、職業関係についてと、「障害のある人が社会生活を営む上で最も必要と考えるものは何か」という設問を新設。お手元の調査票 A の 14 ページ、裏面を見ていただき</p>

<p>委員長</p>	<p>い。「すべての方にお聞きします。障害のある人が社会生活を営む上で最も必要と考えるものは何ですか」。回答を迷うかもしれないが、社会的な理解の促進や、バリアフリー、意識のバリアをなくすなどの選択肢8項目からを選択してもらおう。D票の障害者施設入所者に対しては、地域移行や地域で住み続けるためにはというような設問を設けている。資料No.1-3によると、令和3年度は4人の方が地域移行をしているということで、移行の意思について、引き続き聞いていく。</p> <p>ありがとうございました。それでは今の説明や調査票の内容について、質問ありますでしょうか。どうぞ。はい、委員の方からお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>調査票Aの13ページをご覧いただきたい。障害者差別についての質問項目があり、この設問では過去3年間に障害を理由として差別されたと感じた場面について聞いているが、障害者差別解消法には、「不当な差別的取り扱い」、そして「合理的配慮の不提供」の両方が定められており、やはりこの設問を設けるということであれば、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」、この2つがあるという注釈を、わかりやすくつけててもらいたい。理由は、障害を理由とした差別というと、不当な差別的取り扱いのみを捉えがちだが、実際は合理的配慮の不提供も差別になることが明確にわかるようになるとういと思う。「合理的配慮の不提供」の注釈を入れるだけでなく、「不当な差別的取り扱い」の注釈も入れて、分けて明確にした方がよい。</p>
<p>委員長</p>	<p>注釈を入れた方がよいのか。</p>
<p>委員</p>	<p>文章を入れると大変なので、注釈を入れるとういと思う。例えば、長岡市のホームページに、この点についてわかりやすく例示されているものがあるので、それを工夫したらいいか。</p> <p>また、長岡大学に質問だが、調査対象者の38%の抽出による調査を実施されるということだが、抽出方法はランダムか。ランダムによる抽出は、どのように行うのか。</p>

長岡大学	抽出方法については、事務局が回答する。
福祉総務課	3,000人の抽出は、ランダムに行う。
委員	具体的にどのようにランダム抽出をするのか。
福祉総務課	具体的な方法は今、検討中である。
委員	了解した。
委員長	はい、ありがとうございます。委員。
委員	先ほど長岡大学から、「コロナ禍で活動機会がなかったので文化・芸術活動に関する設問を削除」という説明があったと思うが、逆になぜ機会がなかったのか、芸術活動に触れる機会がないのであれば逆に今後どのように打開していくかということは、大事な一考と思う。障害があると鑑賞したり直接芸術等に携わったりする機会が少ないので、ここをどう切り開いていくかが大事だと思う。アール・ブリュットがありますが、そのようなものにどのように取り組むか、切り開いていくかということは大事なことなので、ぜひここは削除せず、今後のために文化・芸術活動に関する設問を入れていただきたい。
長岡大学	申し訳ない。文化・芸術活動をする機会がなかったから聞かないというわけではなかったが、前回は文化・芸術活動をやっていないという回答が多かったので、設問をなくしたらどうかという考えがあった。しかし、委員の言うとおり、このようなご時世だからこそ、文化・芸術活動につながる何かも必要かなと思った。また事務局と協議しながら決めたい。
委員長	はい、よろしいか。調査についてのご意見やアドバイスをいただいた。ありがとうございました。調査票の内容について他にご意見がないようなので、障害者生活実態調査の方法及び調査票については、今ほど皆様のご意見やアドバイスについて事務局で検討してもらい、今日いただいたご意見をふまえた修

	<p>正や、表現の変更などについては、委員長の私が責任をもって確認するということよろしいか。</p>
<p>委員長</p>	<p>(一同異論なし)</p> <p>○議題（３）</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは議題（３）その他に移る。事務局から配られた追加資料について、事務局の福祉総務課長から説明願う。</p>
<p>福祉総務課長</p>	<p>追加資料について簡単に説明させていただく。３月に書面協議という形で令和３年度長岡市障害者施策推進協議会を開催し、委員の皆様からご意見・ご質問等をいただいたので、５月に回答をさせていただいた。その後、追加質問をいただいたが、回答作成にあたり複数の担当課との協議に時間を要し、回答が本日になってしまった。遅くなり、大変申し訳ない。お配りさせていただいた追加質問に対する回答については、時間も押しているの読み上げはしないが、後ほどご覧いただきたい。また、本日お配りした以外にもいくつかご質問をいただいているので、口頭で回答させていただく。１つ目が、「委員からの質問文の一部を削除して回答することはいかなものか。市役所では一般的に行われていることなのか。削除した経緯について教えてほしい」というご質問について。当市では、議事録を作成する際、趣旨をできるだけ損なわないように質問文を要約させていただくことはある。今回も、質問の趣旨を損なわない程度に一部割愛させていただいたという経緯である。ご質問いただいた委員には不快な思いをさせて大変申し訳なかった。もう一つが、書面決議について。令和３年度協議会は、本来であれば皆様にお集まりいただき、資料について説明し、ご意見をいただきたかったが、感染拡大下だったので書面協議という形にさせていただいた。市の庶務課文書法規係とも相談した上で、書面協議の際に皆様からご意見・ご質問等をいただくことで対面会議開催相当と判断し、報酬を支払わせていただいた。今もまた感染が拡大している。私たちもできる限り、短時間であっても皆様からお集まりいただいて会議を開催し、ご意見をいただく場を設けたいと思っている。２月～３月に予定している第２</p>

委員長	<p>回協議会についてもそのように考えているが、感染状況が予測できないので、万が一、書面協議となった際は、またご連絡させていただくので、ご理解をお願いしたい。</p> <p>説明があったとおり、令和3年度協議会についての質問に対する回答であった。すでに令和4年度協議会が始まっておりますので、これまでの令和3年度協議会についての質問と回答のやりとりについては、終了とさせていただきたい。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>内容を読ませていただくと、質問の趣旨と回答がずれているものがある。例えば、4ページをご覧いただきたい。「いただいた御質問等②」についてだが、この質問の趣旨は、「障害者差別解消法における民間事業者の合理的配慮が、次期改正により義務規定となることが予定されている。この趣旨が民間事業者に対してどの程度浸透しているのかを把握しているか」という質問である。しかし、回答を見ると「障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ～」となっているので、回答が少しずれているのではないか。時間がない中で大変申し訳ないが、ここで閉めてしまうということであれば、このまま回答がずれたままになってしまうので、いかがなものか。</p>
委員長	<p>今の件について、事務局。</p>
福祉総務課長	<p>回答がずれているというご指摘をいただいた。令和3年度協議会についての議論はここで閉めさせていただくが、今そのようなご指摘をいただいたので、その点についてまた回答をさせていただくということによろしいか。</p>
委員	<p>この会議の議事録に残るということか。その場合、この「質問に対する回答」全体がまた載らなければ意味がわからないと思うが、いかがか。</p>
福祉総務課長	<p>議事録への載せ方については、また委員長と相談・検討させていただいてもよろしいか。回答については、事務局でまた考えさせていただきたい。</p>

委員	<p>それならば、加えて7ページをご覧いただきたい。本当に時間のない中で大変申し訳ないが、「いただいた御質問等③ 障害者雇用促進法で相談体制を整備することが義務づけられているが、この相談体制の整備状況を教えてください」という質問に対しての回答が、「把握に努めている」とのことだが、整備状況がどうなっているのかということを知っているのに対し、把握に努めているという回答がよくわからない。</p>
福祉総務課長	<p>ご質問を2ついただいたと承知した。議題（3）その他で「令和3年度協議会における再質問等に対する回答」について説明し、令和3年度協議会についての議論を閉めた上で、新たにご質問をいただいたという整理で議事録に載せ、ご質問に対しては事務局から再度回答させていただくということよろしいか。</p>
委員	<p>はい。それであればもう一つあるので、2ページをご覧いただきたい。民間事業者に障害者差別解消法のリーフレットを配布したとのこと。障害者差別解消法の次期改正により、民間事業者の合理的配慮が義務規定になるが、このリーフレットには、障害者差別解消法が改正されることは記載されていない。他の自治体では、障害者差別解消法の次期改正により民間事業者の合理的配慮が義務規定になると記載され、すでにPRしていることと思う。会議の前に長岡市のホームページを確認したが、長岡市ではそのことにまだ触れていない。民間事業者に対しどの程度浸透しているか、どのような記載があるかも含めて、わかるように聞かせてほしい。</p>
福祉総務課長	<p>承知した。私も即答できないので、今ご質問いただいた3点について、今日ご質問いただいたという整理をした上で、またご回答させていただきたい。そして、そのような質問が出たということも議事録に載せるという整理をさせていただければと思う。</p>
委員	<p>最後である。先ほど書面会議で当会議が行われることについて説明があったが、私が質問したのは、「この協議会の規則には、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない</p>

<p>福祉総務課長</p>	<p>とあるのに対し、書面会議で会議が成立したと判断をした根拠を教えてください」と質問したかと思うが、それについてはまだ回答をいただけていない。</p> <p>はい、確かに協議会規則では過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっているが、当市の庶務課法規係にも確認し、委員の皆様には資料を説明・配布し、ご質問・ご意見等がある場合はご質問いただき、ない場合はご連絡いただかないという案内をさせてもらった。意見の取り方はいろいろあるが、私たちとしては、ご意見・ご質問がある場合は、ご質問という一つの意思表示をいただきたいという形でさせていただいた。いろいろな確認の方法がある中で、そのような方法も可という回答を庶務課法規係からもらっている。そのような経緯で今回、書面会議成立とさせていただいた次第である。</p>
<p>委員</p>	<p>他の自治体でも、このコロナ禍で会議をなかなか開けないということで書面会議となることもあるが、この協議会は長岡市の附属機関なので、公の会議が書面会議をする際には、やはり委員に意見がなければ意見がないという意思表示をしてもらうべき。この協議会委員には委員報酬が伴う。通常であれば会議に出席をして意見を固めることで報酬が支払われる。しかし、今回の場合は書面会議の通知がなく、資料送付という形で送付文書が来て、「書面会議をします」という説明があった。意見があるかないかということを知り、無いなら無いという意思表示をすることがやはり委員の職責や本分であると思う。意思表示をしないなら、ただ資料をもらうだけで会議が成立し、報酬がもらえとなると、市民感覚からすると「報酬をもらっていないのかな」と思うのが正直なところ。長岡市の福祉分野の他の課では、民間事業者に対し、書面会議をやるときは必ず書面で回答し、意見ある・なしを表明するよう指導しているので、やはり長岡市として誤解を招かないためには書面で意見のある・なしを表明させる必要があると考えるが、いかがか。</p>
<p>福祉総務課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いろいろな方法があると思っている。<u>※私たちのやり方も一つの方法であり、他の部局・他の課のやり方もまた一つの方法であると思う。</u>貴重なご意見をい</p>

<p>委員長</p> <p>福祉総務課長補佐</p>	<p>ただいたので、次回、書面会議をする際にはどのような方法がよいかということも踏まえて、また会議を考えたい。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは再回答に対する質問が3点あったが、これも何らかの形で議事録に残していただきたい。以上でよろしいか。</p> <p>はい、では、皆様から本当に中身の濃いご意見があり、相談のあり方や発信の方法等も含めて、よりよく前に進んでいきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>進行が右往左往して、また、皆様に案内した時間よりだいぶ伸びて、申し訳ない。進行を事務局の方にお返しする。ありがとうございました。</p> <p>○閉会 事務局より事務連絡</p>
<p>8 会議資料 別添のとおり</p>	
<p>9 委員からの意見等に対する対応の報告について（別添のとおり）</p> <p>(1) 長岡市障害者生活実態調査調査票（案）に対する意見に伴う調査票の修正について</p> <p>(2) 「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況に関する再質問等に対する回答」の修正について</p>	

※【補記】

15 ページ下線部 福祉総務課長の「私たちのやり方も一つの方法であり、他の部局・他の課のやり方もまた一つの方法であると思う。」という発言について

その直前の委員の発言を「長岡市の福祉分野の他の課が主催する会議」についての発言と誤解したことによる、「市役所の部署によって書面会議の開催方法は異なるが、私たちのやり方も一つの書面会議の方法である」という意味合いでの発言である。委員御指摘の「市民目線」という主旨で考えた際、より市民にとってわかりやすい方法を検討することも大切であるとする。